

3.お金のことで困ったら？

1. 障害年金

(1) 障害年金とは

障害によって障害状態になった場合、障害の程度と一定の要件によって、障害年金を受給できます。

障害年金には

- ① 国民年金の障害基礎年金
- ② 厚生年金の障害厚生年金

の2種類があり、窓口は、①は市町、②は年金事務所となります。

(2) 申請の要件は

- ① 障害の原因となった傷病の初診日（初めて医師の診察を受けた日）から1年6カ月経過していることが原則です。
- ② 初診日の時点で何らかの年金に加入し、前々月までの直近の1年間に保険料の未納期間がないこと。
- ③ 障害の程度が一定の基準以上の状態にあること。

(3) 障害年金の申請手続きは

- ① 障害年金の手続きにはいろいろな情報が必要です。提出後に間違いを訂正するのは大変ですので、あらかじめ障害年金の手続きについてきちんと相談してアドバイスを受け手続きするとよいでしょう。年金相談センター、市町の年金相談窓口、社会保険労務士などに一度相談しましょう。相談には、就業歴、年金手帳などの書類、受診歴、病状の経過などのメモを持っていくとよいでしょう。
- ② 初診日に該当した医療機関の「初診日証明書」、認知症の主治医の「診断書」が必要です。医師には病状だけでなく、日常生活で単身を想定して困ること、できないことなどの状態を伝えましょう。
- ③ 所定の「申立書」は、診断書をもらってから書くとよいでしょう。病気の治療経過や日常生活状況を書き添えることで審査の参考になります。その際、診断書などに書かれている日付との不一致がないか気をつけましょう。提出する前、書類をコピーして保存しておくといよいでしょう。
- ④ およそ3カ月で審査結果が通知されます。年金証書の送付から約1~2か月後に年金の支給が開始され、偶数月毎に指定金融機関の口座に振り込まれます。



4.介護保険・障害福祉サービス等を利用したい

1. 介護保険サービスの利用

◆介護保険のサービスってどんなものがあるの？

(1) 介護保険サービスを利用するには（要介護・要支援の認定）

- ① 40歳以上65歳未満の若年認知症の方は、介護保険法にもとづく要介護認定や要支援の認定を受けることにより、デイサービスなど介護保険サービスを利用することができます。
- ② 認定を受けるには、市町の介護保険担当課に申請を行う必要があります。申請は、本人のほか、家族・親族、成年後見人、地域包括支援センターなどが代行することもできます。
- ③ 申請書提出後に調査員が訪問し、心身の状態等を聞き取る「認定調査」があります。日頃から接しておられる家族などが同席し、本人の普段の様子を正確に伝えましょう。
- ④ 調査結果と「主治医の意見書」をもとに審査され、申請から原則として30日以内に認定結果が通知されます。

(2) 介護保険サービスの利用にあたって

- ① 要介護状態区分（介護度）に応じて、利用できる上限額が決められています。
- ② サービス利用にあたっては、担当の介護支援専門員（ケアマネジャー）を決め、希望のサービスの情報を聞きながら介護サービス計画（ケアプラン）を作成してもらいます。
- ③ 上限の範囲内でサービスを利用するときは、利用者負担は1割あるいは2割ですが、上限を超えてサービスを利用した場合は、超えた分は全額利用者の自己負担となります。（支給限度基準額は、介護保険被保険者証に記載されていますのでご確認ください）

(3) 主な介護保険サービス内容について

サービス区分	サービスの内容
訪問によるサービス	訪問介護（ホームヘルパー）、訪問看護、訪問入浴介護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導（医師・歯科医師・管理栄養士・看護師・薬剤師の訪問）
通所によるサービス	通所介護（デイサービス）、通所リハビリテーション（デイケア）、認知症対応型通所介護
短期入所のサービス	短期入所生活介護（ショートステイ）、小規模多機能型居宅介護（訪問、通所、泊まりの提供）
入居・入所によるサービス	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、特定施設入居者生活介護（有料老人ホームなど）、介護療養型医療施設
その他在宅支援サービス	住宅改修、福祉用具貸与・購入



▼今ではやりがいを感じています。（本人の言葉）

介護保険を利用してサービスを使い始めました。最初は若いのにと消極的でしたが、今では若い自分にしかできない役割を見つけることができ、それにやりがいを感じています。

(4) 介護保険サービス利用のポイント

- ① 介護保険サービスを利用するには、ケアプランの作成が必要になります。自分で作成することもできますが、通常は本人や家族の状況を把握しているケアマネジャーが担当します。
- ② ケアプランの作成にあたっては、本人の状況と併せて、介護家族の生活や仕事の状況も十分考慮して、サービスの種類や曜日・時間などの要望をケアマネジャーに具体的に出しましょう。介護保険制度のサービス以外に、必要に応じて時間外サービスや他のサービスの情報も調べてもらいましょう。介護体制や経済負担に無理のない、納得できる計画にすることが大切です。
- ③ サービス利用にあたって、どの事業所を選ぶかはもっとも重要です。ケアマネジャーからの情報や、市町の介護保険サービス事業者一覧などを参考に本人と家族で実際に施設を訪問したり、直接スタッフに聞いたりして納得できる事業者を選びましょう。
- ④ 若年認知症の場合は、とりわけ本人の個性、能力、プライドを尊重してくれるところかどうか重要です。高齢者中心の画一的なメニューではなじみません。一人一人の状況に見合ったケアの提供に努力している施設ならよいでしょう（実際には、希望内容と一致するところをすぐ見つけることは大変ですが、安易に決めず何度か足を運び、根気よく探すことも大切です。）

▼支えてくれる専門職とともに

在宅介護を通して最も頻りに顔を合わせるのがケアマネジャーやサービス事業所の人たちです。疑問に感じることは事前に確認をして、家族の要望をしっかりと伝えることが必要です。また、状況によってはサービスやケアマネジャーを変更することも可能です。とにかく、ケアマネジャーやサービス事業所の人たちとよく相談することが大切です。

2. 障害福祉サービス等の利用

(1) 障害福祉サービス等について

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等を利用することができます。基本的には、介護保険サービスが優先して適用されますが、介護保険には相当するサービスがないものについては、市町において、利用者の心身の状況や利用意向を把握のうえ、障害福祉サービス等の支給決定を行います。

障害福祉サービス等には下記のようなサービスがあります。利用にあたっては、市町の障害福祉担当課にお問い合わせください。

障害者総合支援法のサービス

居宅介護(ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人(平成26年4月から対象者を重度の知的障害者・精神障害者に拡大する予定)に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆、代読を含む)、移動の援護等の外出支援を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

障害者総合支援法のサービス P32に続く

介護給付	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にいきます。
	短期入所(ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期的、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事の介護を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をいたします。
	生活介護	常に介護が必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	障害者支援施設での夜間ケア等(施設入所支援)	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
訓練等給付	自立訓練(機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援(A型=雇用型、B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	共同生活援助(グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活の援助を行います。
地域生活支援事業	移動支援	円滑に外出できるよう、移動を支援します。
	地域活動支援センター	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等、を行う施設です。
	福祉ホーム	住居を必要としている人に、低額な料金で、居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行います。
相談支援事業	地域移行支援	障害者支援施設、精神科病院、児童福祉施設を利用する18歳以上の者等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出の同行支援、住居確保、関係機関との調整を行います。
	地域定着支援	居宅において単身で生活をしている障害者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

(2) 手続きの流れ

- ① 居住地の市町の障害福祉担当課に申請
- ② 認定調査および審査・判定

市町から担当職員が生活や障害に関する訪問調査を行います。この調査結果をもとに市町は審査会において審査・判定を行い、どのくらいのサービスが必要かという障害支援区分を決定します。

- ③ サービス等利用計画案の提出

相談支援事業者を選択・契約し、サービス等利用計画案を作成し、市町に提出します。

- ④ 支給決定・受給者証の給付

市町は、障害支援区分や介護者の状況、サービスの利用意向等をもとにサービスの支給量を決定し通知します。サービス利用者には「障害福祉サービス受給者証」が交付されます。

- ⑤ サービス提供事業者との契約・サービス利用

3. 就労支援サービス

民間企業から軽作業を受注し、若年認知症本人および障害者の方が作業を行うことを支援する取り組みが実施されています。

(1) 実施機関 …… 医療法人 藤本クリニック (守山市梅田町 2-1-303)

(2) 実施日 …… 毎週水曜日 12時~16時 (変更の場合あり)

(3) 問い合わせ …… TEL : 077-582-6032 / 090-7347-7853

(4) 成年後見制度の利用の仕方

- ① 「法定後見制度」は、本人の判断能力が不十分な方に対する制度です。判断能力の程度により、「後見」「保佐」「補助」の3つの制度があります。本人が認知症の場合、親の遺産や自己所有財産の相続など親族間で財産管理を明確にするためには、「法定後見制度」が活用できます。
- ② 「任意後見制度」は、本人の判断能力がある間に、将来、判断能力が不十分になった場合に備えて、支援者や支援内容を自分自身できめておく制度です。将来の財産管理や介護・医療サービスの利用に不安がある場合は、「任意後見制度」が活用できます。
- ③ 「成年後見制度」の相談は、家庭裁判所や弁護士会のほか、市町の福祉担当課でも相談に応じています。

(5) その他の制度

- ① 滋賀県内の市町社会福祉協議会では、判断能力の不十分な方が、安心して暮らしていけるよう、本人の意思決定にもとづき、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理のお手伝いを行う地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)を実施しています。
- ② この事業では、判断能力が不十分な方で、福祉サービスの利用の仕方や手続きに不安がある方や、日常的な金銭の管理が不安な方を対象にしています。
- ③ サービスの内容は、◎福祉サービス利用援助 ◎日常的な金銭管理サービス ◎書類預かりサービスです。
- ④ 利用については、まずは、お住まいの市町の社会福祉協議会へご相談ください。担当職員が本人と一緒にサービスの内容を考えたり、説明させていただきます。
- ⑤ 相談は無料ですが、サービスが始まると利用料金がかかります。ただし、生活保護世帯は無料です。
- ⑥ その他、詳細の料金体系等は各市町社協により異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

▼権利や財産を守ります

認知症で判断能力が低下すると「訪問販売員に勧められるまま不要な高額商品を買わされた」「通販で大量の商品が届くが、本人は覚えがないと言いつける」などといったトラブルや、財布や通帳の管理を心配されます。こんな時、考えてみたいのが成年後見制度です。これは、法律上の制度で、家庭裁判所が適任と思われる「成年後見人」を選任し、認知症になった人の権利や財産を守ります、もしも問題のある契約があった場合、後見人は「取消権」を使って契約を解除することができます。

5. 金銭管理と契約の管理が心配

1. 成年後見制度について

(1) 成年後見制度とは

成年後見制度とは、認知症や精神障害などで判断能力が十分でない方の財産管理や契約の支援を行うことによって、本人の権利と利益を守るための制度です。本人名義の財産の預貯金の管理や生命保険などの各種契約について、「後見人」が行うことを家族間で公式に承認することで、人間関係のトラブル回避にもなります。

(2) 成年後見制度の種類と手続きについて

成年後見制度の種類

■ 成年後見制度には「法定後見制度」と「任意後見制度」があります。

制度の種類	本人の判断能力	備考
成年後見制度	後見	全くない
	保佐	著しく不十分
	補助	不十分
任意後見制度	今は大丈夫だが、将来、判断能力が不十分になった場合に備える	*本人が指定する後見人と契約し家庭裁判所の選任する任意後見監督人が監督する

(3) 手続きの流れ

- ① 「法定後見人」の申し立ての窓口は、居住地の家庭裁判所です。
- ② 「申立書」のほかに、戸籍謄本・住民票・登記事項証明書・診断書・財産目録等各種書類が必要です。
- ③ 申し立てから審判まで、約4ヶ月の期間と必要書類や印紙代に1~2万円程度、判断能力の鑑定料に5~10万円程度の費用がかかります。(平成25年6月現在)
(後見人に対する費用は別途になります)
- ④ 「任意後見人」の場合は、委任契約に基づく「公正証書」の作成等15,000円程度と、任意後見監督人への報酬が必要です。

6. 自動車の運転について

1. 認知症の人の自動車運転

認知症の人の車の運転は家族にとって大きな不安です。やめさせたいと思っても本人の生活手段や生きがいを奪うことになりはしないかとためらい悩んでしまいます。

鉄道やバスなどの公共交通機関が発達している都市部に比べ、地方には「車がないと生活できな